

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

平成 29 年 8 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 周南市地域公共交通会議  
住 所 山口県周南市岐山通 1-1  
代表者氏名 会長 岡村 洋道 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

# 地域内フィーダー系統確保維持計画

- 計画期間 平成 30 年度から平成 32 年度
- 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称  
「周南市 地域内フィーダー系統確保維持計画」

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

### (1) 市域全体の概況

本市は山口県の東南部に位置し、北に中郷区山地を背に、南に瀬戸内海を望む面積 656.29 km<sup>2</sup>の広大な市域を有する、人口約 14 万 5 千人の都市である。

J R 徳山駅を中心に市街地が広がっており、鉄道・路線バス・航路・コミュニティ交通によって、市街地とその周辺部、中山間部、島しょ部を結ぶ公共交通網が形成されている。

鉄道については、J R 山陽新幹線をはじめ、J R 山陽本線、J R 岩徳線が東西に走っており、防長交通株式会社が運行する市内の路線バスは、南部では網目状に、中山間部では主に国道や県道を運行し、ほぼ市全域を網羅している。

また、離島航路として徳山～大津島航路が本市の第三セクターである大津島巡航株式会社によって運航されている。

### (2) 地域公共交通の課題・必要性等

本市の中山間部においては、鉄道がなく自家用車を所有していない市民にとっては、バスが買い物や通院など日常生活になくてはならない交通手段である。

今後、さらに過疎化・高齢化が進行する中山間部において、スーパーや病院などの生活利便施設が多く立地している地域への移動手段を確保することは、地域の活力を維持していくために必要不可欠であり、既存バス路線の見直しと合わせた効率的で、利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通確保維持事業に取り組む必要がある。

また、フィーダー系統と地域間幹線系統の接続によって、中山間部の市民も容易に中心市街地等へ移動することが可能となり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。

### (3) 補助フィーダー系統対象地域について

#### ○大道理地区（平成 27 年 10 月 運行開始）

大道理地区においては、スーパーや病院などが立地する須々万地区へのバス路線がなく長年課題となっていた。こうしたニーズに対応するため、市と地域が協働し、本系統の運行を実施するものである。

○八代地区（平成 29 年 10 月 運行開始予定）

従来、八代地区と高水駅、光市、下松市をつなぐ路線バスが運行しているが、便数が少なく、朝夕に偏った運行ダイヤのため、通院等で利用する際に、昼頃、八代地区へ帰る便がない。また地区内には、バス停から離れた集落が点在し、交通不便地域も多く見られ、こうした課題を解消するため、既存の路線バスに代わり、交通結節点や地域拠点までの運行を実施するものである。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

次のとおり利用者数を推計し目標値を設定する。

■ 1 ヶ月当たりの利用者数

【大道理地区】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 29 年度目標値
63 人以上/月	64 人以上/月	65 人以上/月	62 人以上/月

※平成 28 年度(H27. 10. 1～H28. 9. 30)利用者数 61.6 人/月

【八代地区】

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	路線バス利用者*
165 人以上/月	166 人以上/月	167 人以上/月	165 人/月

※H27. 11. 20～H27. 12. 21 の運行エリア内の路線バス乗降数

(2) 事業の効果

主に一人暮らしの高齢者や障害者の病院や商業施設などへの移動手段を確保するとともに、外出機会を増やし心身の健康を維持することができる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①鉄道や路線バスへの乗継が一目で分かる時刻表・マップを作成。

（周南市・周南市地域公共交通会議）

②定期利用者のための回数乗車券や定期乗車券の発行。（周南市）

③地域住民との定期的な協議会や利用促進のための「コミュニティバス乗り方教室」の開催。（周南市・周南市地域公共交通会議）

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）  
「表1」添付

##### (1) 補助事業の要件（補助要綱別表7）

###### ① 接続要件（別表7のロ）

表1のとおり

###### ② 既存交通ネットワーク等との整合性（別表7のハ）

###### 【大道理地区】

大道理地区と須々万地区を繋ぐバス路線はなく、競合は発生しない。

###### 【八代地区】

本系統の運行実施に伴いバス路線が廃止され、競合は発生しない。

###### ③ 新規性要件（別表7のニ）

表1のとおり

##### (2) 運行事業者の選定について

###### 【大道理地区】

当該地域には交通事業者がなく、地元コミュニティによって運行されてきた。運転手は2種免許の所持者1名及び市町村運営有償運送等運転者講習の修了者6名が担っており、運行の安全面については問題がない。

またデマンド運行であるため、地域に精通し、かつ利用者との円滑なコミュニケーションが求められることから当該運行者において他にはいない。

さらに、地元コミュニティが周南市役所の支所機能を有する地域拠点施設の指定管理を受託しており、当該施設で車両を管理することで、効率的な運行体制の構築と事故等の緊急時の速やかな対応が可能である。

以上の点を総合的に判断して選定した。

###### 【八代地区】

運行事業者は、地元タクシー業者であり、過去に市広報誌の配送や、現在は中学校のスクールバスを運行するなど、しっかりとした実績と対応体制がとられている。

また、地元タクシー業者ということもあって地域に精通しており、効率的な運行が可能であることから、総合的に判断し選定した。

<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b></p>
<p>運行経費から運賃収入と国庫補助金額を引いた額を市が負担する。</p>
<p><b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b></p>
<p>周南市</p>
<p><b>7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法</b></p>
<p>活性化法法定協議会を補助対象事業者としないため記載なし</p>
<p><b>8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項（自由記述）</b></p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p><b>9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b></p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p><b>10. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b></p>
<p>地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため記載なし</p>
<p><b>11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</b></p>
<p>補助金交付要綱「表5」添付</p>

<b>12. 車両の取得に係る目的・必要性</b>	
車両の取得を行わないため記載なし	
<b>13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b>	
車両の取得を行わないため記載なし	
<b>14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者</b>	
車両の取得を行わないため記載なし	
<b>15. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</b>	
公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けないため記載なし	
<b>16. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
平成 28 年 5 月 17 日	第 1 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 役員選出について (2) 平成 27 年度周南市地域公共交通会議決算について (3) 監査報告について (4) 平成 28 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (5) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
平成 28 年 8 月 23 日	第 2 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) バスロケーションシステム社会実験事業に関する助成について
平成 28 年 12 月 2 日	第 3 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 路線バス再編の方向性について (2) 周南市地域公共交通網形成計画の軽微な変更について

平成 29 年 3 月 24 日	第 4 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) コミュニティ交通導入のガイドラインについて (2) 須金地区乗合タクシー実証運行について (3) 鹿野地区等乗合タクシー「ふれあい号」ダイヤ改正について
平成 29 年 5 月 26 日	第 1 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 平成 28 年度周南市地域公共交通会議決算について (2) 平成 29 年度実施事業及び周南市地域公共交通会議予算について (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
平成 29 年 8 月 22 日	第 2 回 周南市地域公共交通会議開催 (1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について (2) 自家用有償旅客運送の登録申請について (3) 防長バスの路線廃止について
※ 年 4 回程度開催予定	

## 17. 利用者等の意見の反映状況

### 【大道理地区】

- 平成 28 年 10 月 26 日 大道理をよくする会 互助部会  
・大道理もやい便の利用状況報告と意見交換
- 平成 29 年 1 月 19 日 大道理をよくする会 互助部会  
・リース車両の検討や運行状況についての意見交換

### 【八代地区】

- 平成 26 年 10 月 2 日 第 1 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 検討会の設立  
・ 今後の取り組みの検討
- 平成 26 年 11 月 27 日 第 2 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 現行「友愛便」の拡充検討  
・ 地区外運行内容の提案
- 平成 27 年 3 月 24 日 第 3 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 現行「友愛便」の拡充検討（年金受給者の増便）

平成 27 年 8 月 6 日 第 4 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 利用調査アンケート結果の検討  
・ 地区外運行の検討

平成 27 年 11 月 4 日 第 5 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 自治会説明会のまとめ  
・ 高校生意向調査等の検討

平成 28 年 6 月 20 日 第 6 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ これまでの経緯説明  
・ 地区外運行の検討

平成 28 年 11 月 10 日 第 7 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 地区外運行の本格移行検討

平成 29 年 2 月 2 日 第 8 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 地区外運行の本格移行合意

平成 29 年 6 月 21 日 第 9 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 実証運行の実施  
・ コミュニティバスの名称  
・ 今後のスケジュール

平成 29 年 8 月 10 日 第 10 回 八代地区生活交通検討協議会開催  
・ 実証運行の状況報告  
・ 本格運行への移行  
・ コミュニティバスの名称  
・ 運行開始の式典

※ 各地区 年 1 回程度開催予定



## 18. 協議会メンバーの構成

区分	役職	備考
関係都道府県	山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課長 山口県 周南土木建築事務所 企画調査室主幹	
関係市区町村	周南市 都市整備部長	
交通事業者	防長交通株式会社 取締役営業部長 徳山地区タクシー協会 会長 西日本旅客鉄道株式会社 徳山駅長 大津島巡航株式会社 代表取締役専務	
交通施設管理者等	私鉄中国地方労働組合防長交通支部 書記長 周南警察署 交通課長 光警察署 交通課長 中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長	
その他協議会が必要と認める者	徳山工業高等専門学校 副校長 周南市自治会連合会 会長 周南市老人クラブ連合会 会長 周南市身体障害者団体連合会 会長 鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長	

※向こう3年間メンバー等の変更予定なし

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県周南市銀座2丁目13番地

(所 属) 都市整備部 都市政策課 公共交通対策室

(氏 名) 中村 成孝

(電 話) (0834-22-8426)

(e-mail) toshi@city.shunan.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
山口県 周南市	周南市	(1) 大道理・須々万線	河内	大道理 夢求の 里交流 館	高原病院	往 14.4km 復 14.4km	141日	282回		①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コ アラザかの線:大道理ハ ス停) 接続に適したダイヤ設定	③
			大藤 谷	鶴いこ いの里	ゆめ プラザ 熊毛	往 25.0km 復 25.0km	292日	826回		①	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ゆ めプラザ熊毛線:西原バス 停) 接続に適したダイヤ設定	①
		(3)				往 km 復 km	日	回				
		(4)				往 km 復 km	日	回				
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

運行系統概要一覧

平成30年度地域内ライダーシステム確保維持計画

申請者名 周南市地域公共交通会議

申請番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数/日	運行キロ程又はサービス提供時間	・結節点(バス停・駅・港等) ・地域間幹線バス系統について は平日運行回数	運行態様	備考
1	周南市	大道理・須々万線	大道理地区	月水金 (祝日、8/13~16、12/30~1/5運休)	4回/日	14.4km	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・コ アプラザかの線:大道理ハ ス停)	路線不定期	予約のあった便、区 間のみ運行
2	周南市	八代・高水線	八代地区	月~土 (祝日、12/29~1/3運休)	3回/日 (木曜日2回/日)	8.6km (8.6km) 16.4km (16.4km)	補助対象地域間幹線系統 防長交通(株)(徳山駅前・ ゆめプラザ熊毛線:ゆめプ ラザ熊毛バス停)	路線定期 路線不定期	予約のあった便、区 間のみ運行

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	周南市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	55,977
交通不便地域	3,515

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,237	旧鹿野町	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
278	大津島	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
55,977	$55,977 \times 150 + 2,400$ 千円	10,796,000円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)